



第9号 2012年11月発行

税務担当 緒方・入江・志水

平成25年1月から、源泉徴収額が変更になります!

[異特別所得級

東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が 公布されました。

これにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際 復興特別所得税を併せて徴収し、納付しなければならないこととされました。

「源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、 復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

要するに、今までの所得税に2.1%の税率を加算して、納付することになります。

復興特別所得税

所得税額の2.1%分を上乗せ

所得税額

復興特別所得税額=基準所得税額×2.1%



所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

具体的事例1)報酬として税引手取額100,000円支払いたいとき、税額をどのように算出すればよいか(税率10%)

(支払金額)

(1円未満切捨て)

100,000円 ÷ (100-10.21)% = $111,370.976\cdots$ ⇒ 111,370円 (税引手取額)

(合計税率)

(算出金額)

(支払金額)

(所得税及び復興特別所得税の合計額)

111.370円

× 10.21%

= 11.370.877

11.370円

(支払金額)

(合計税率)

(算出税額)

(納付すべき税額)

税引前の手取額を今までと変更せずに、支払たい場合に参考にしてください。

具体的事例2)報酬として税額込みで100,000円支払うときに、税額をどのように算出すればよいか(税率10%)

100.000円

10.21%

= 10.210

⇒ 89.790円

(支払金額)

(合計税率)

(算出税額)

(税引後金額)

今まで、10,000円の税額を預っていた分が、平成25年1月1日以後は、10,210円を預ることになりますので ご注意ください!!